



発行 東京都

目次

7

条 例

- 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)……………七
- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………九
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………二
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………(同)……………三
- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都人事委員会)……………三
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………(東京都選挙管理委員会)……………三
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都監査委員)……………三
- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………(財務局)……………四

- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)……………四
- 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都収用委員会)……………五
- 保険業法に基づく特定保険業の認可審査に係る手数料に関する条例……………(生活文化局)……………五
- 東京文化会館及び東京芸術劇場条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 東京都体育施設条例の一部を改正する条例……………(スポーツ振興局)……………六
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)……………六
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例……………(都市整備局)……………三
- 医学系総合研究所の助成等に関する条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……………五
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 東京都国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 東京都認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都婦人保護施設条例を廃止する条例……………(同)……………七
- 東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例……………(同)……………七
- 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の……………(同)……………六

一部を改正する条例……………(同)…三六

○東京都立病院条例の一部を改正する条例……………(病院経営本部)…三六

○東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………(産業労働局)…三六

○東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三六

○東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………(港湾局)…三六

○東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都労働委員会)…三六

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………(環境局)…三六

○東京都自然公園条例の一部を改正する条例……………(同)…三六

○東京都立公園条例の一部を改正する条例……………(建設局)…三六

○東京都暴力団排除条例……………(東京都公安委員会)…三六

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三六

○東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三六

○東京都廃棄物条例の一部を改正する条例……………(環境局)…三六

条例のあらまし

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

- 一 知事及び副知事の給料月額を引き下げるとともに、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

- 一 知事の給料等の減額措置を延長するとともに、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

- 一 附属機関の構成員の報酬の限度額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

- 一 非常勤職員の報酬の限度額等を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

- 一 職員の定数を改めます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

- 一 児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)等に基づく事務の一部(乳幼児の一時預かり事業等の開始等の届出の受理事務)を各特別区が処理することとします。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

- 一 児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)等に基づく事務の一部(乳幼児の一時預かり事業等の開始等の届出の受理事務)を各市町村が処理することとします。
- 二 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二八年法律第一四号)等に基づく事務の一部(犯罪性・事件性のない不正けしに係る関係者からの報告の徴収事務等)を八王子市及び町田市が処理することとします。
- 三 商店街振興組合法(昭和三七年法律第一四一号)に基づく事務(市の区域を越える商店街振興組合等の設立認可申請書の受理事務等)を各市が処理することと

します。

四 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 基金の額を改めます。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 人事委員会委員の給料及び報酬の額を引き下げるとともに、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の報酬の額を引き下げます。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

一 監査委員の給料及び報酬の額を引き下げるとともに、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き下げ等を行います。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 商業地等に係る固定資産税等の減額措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置を継続します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二四号)

一 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額を引き下げます。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二五号)

一 東京都固定資産評価員の報酬の額を引き下げます。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第二六号)

一 収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を引き下げます。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●保険業法に基づく特定保険業の認可審査に係る手数料に関する条例(条例第二七号)

一 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二二年法律第五一号)の施行に伴い、特定保険業の認可審査に関する手数料に係る規定を定めま

す。
二 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行します。

●東京文化会館及び東京芸術劇場条例の一部を改正する条例(条例第二八号)

- 一 東京芸術劇場の改修に伴い、中会議室に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都体育施設条例の一部を改正する条例(条例第二九号)

- 一 有明テニスの森公園テニス施設及び若洲海浜公園ヨット訓練所の所管替えに伴い、規定を整備します。
- 二 駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場の大型映像装置の利用料金の規定を設けるほか、規定を整備します。
- 三 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

- 一 主任教諭研修の実施に関する事務等を区市町村(島しょ各町村を除く。)が処理することとします。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

- 一 学校職員の定数を改めます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

- 一 東京都教育委員会委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

- 一 新たに日勤講師の短期の介護休暇を設けます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

- 一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成二二年政令第三七号)の施行等に伴い、介護補償の限度額及び補償基礎額を改定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

- 一 東京都立小石川高等学校及び東京都立大学附属高等学校を廃止します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(条例第三六号)

- 一 重要な緊急輸送道路の沿道建築物(特定沿道建築物)の所有者に耐震診断等の実施状況を報告する義務及び耐震診断を実施する義務を課します。
- 二 特定沿道建築物の所有者に耐震改修等を実施する努力義務を課します。
- 三 特定沿道建築物の所有者が正当な理由なく必要な耐震診断を実施しない場合における公表制度を設けます。
- 四 報告書に虚偽記載した者、耐震診断実施命令に違反した者等に対する罰則規定を設けます。
- 五 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。ただし、一部は、同年一月一日又は平成二四年四月一日から施行します。

●医学系総合研究所の助成等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 一 東京都神経科学総合研究所、東京都精神医学総合研究所及び東京都臨床医学総合研究所の統合に伴い、東京都医学総合研究所が設置されるため、条例の題名を

改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三八号)

一 第三者行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例 (条例第三九号)

一 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第一九二号) の改正に伴い、広域化等支援方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に必要な費用に充てるため、基金の処分手由を追加するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四〇号)

一 認定こども園の認定基準における子どもの年齢に係る規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (条例第四一号)

一 都立施設改革に伴い、東京都網代ホームきずなを社会福祉法人に移譲します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都婦人保護施設条例を廃止する条例 (条例第四二号)

一 都立施設改革に伴い、東京都新生寮を社会福祉法人に移譲するため、条例を廃止します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四三号)

一 東京都練馬障害者支援ホーム等を障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) に基づく障害者支援施設かつ障害福祉サービスを行う事業所として設置するとともに、都立施設改革に伴い、東京都聴覚障害者生活支援センターを社会福祉法人に移譲します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都身体障害者更生支援施設条例の一部を改正する条例 (条例第四四号)

一 東京都練馬就労支援ホーム等を障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) に基づく障害者支援施設かつ障害福祉サービス事業所に移行するほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例 (条例第四五号)

一 東京都立総合精神保健福祉センターにおいて、精神障害者生活訓練施設機能を廃止し、精神障害者が安定した地域生活を送るための支援等に関して必要な短期宿泊事業を開始することに伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都立病院条例の一部を改正する条例 (条例第四六号)

一 分べん料の額を改定するほか、新生児に係る使用料の規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年一〇月一日から施行します。

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例 (条例第四七号)

一 東京都立多摩職業能力開発センター及び同センター武蔵野校の統合並びに移転に伴い、所要の改正を行うほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四八号)

- 一 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

- 一 若洲海滨公園ヨット訓練所及び有明テニスの森公園テニスコート等の所管替えに伴い、規定を整備します。
- 二 使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 三 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五〇号)

- 一 労働委員会委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五一号)

- 一 振替可能削減量等の管理を行う口座の適正な運用を図るため、削減量口座簿の開設等に関する手数料に係る規定及び一般管理口座の更新等に関する規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例 (条例第五二号)

- 一 使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例 (条例第五三号)

- 一 使用料及び占用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都暴力団排除条例 (条例第五四号)

- 一 都が締結する契約から暴力団関係者を排除するなど、都の施策に関する規定を設けます。
- 二 都内の不動産の譲渡等に際し、暴力団事務所の用に供しないことを確認するよう努めるなど、都民等の役割に関する規定を設けます。
- 三 暴力団員等が暴力的不法行為等を行うことの対償として、事業者が利益供与することを禁止するなど、禁止行為に関する規定を設けます。
- 四 禁止行為に違反した者に対する勧告、公表、命令等に関する規定を設けます。
- 五 命令に違反する者等に対する罰則規定を設けます。
- 六 この条例は、平成二三年一〇月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五五号)

- 一 地方警察職員の定員を改めます。
- 二 豊島区における街区の区域の変更に伴い、警視庁池袋警察署及び警視庁目白警察署の管轄区域の表示を改めます。
- 三 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。ただし、二は、公布の日から施行します。

●東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五六号)

- 一 東京都公安委員会委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二三年四月一日から施行します。

●東京都廃棄物条例の一部を改正する条例 (条例第五七号)

- 一 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の定期検査及び熱回収施設の認定等に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二十三年四月一日から施行します。

条 例

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第十号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「行政職給料表(一)」の下に「(以下「行政職給料表(一)」という。)」を、「秘書」の下に「(以下「行政職給料表(一)適用秘書」という。)」を加える。

第四条の二中「こえない」を「超えない」に改める。

第五条第一項中「給料」を「東京都知事等（行政職給料表(一)適用秘書を除く。）に対する給料」に、「第四条」を「第四条第一項」に改め、「別表第六」の下に「(以下「別表第六」という。)」を、「この場合において」の下に「給与条例第二十一条第二項に規定する期末手当の額は、給与月額に同項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額に、給与条例第二十一条第二項に規定する東京都規則で定める支給割合を乗じて得た額とし」を加える。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 行政職給料表(一)適用秘書に対する給料の支給方法並びに第四条第一項及び第二項に定める手当（退職手当を除く。）の額、支給方法及び支給制限（調査審議を含む。）

は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第二十一条の二の二に規定する退職手当管理機関は、知事とする。

別表(一)中「一、五一一、〇〇〇円」を「一、四九四、〇〇〇円」に、「一、二三三、〇〇〇円」を「一、二一九、〇〇〇円」に改め、「給与条例別表第一行政職給料表イ」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に改める。

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第十一号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改める。

第二条中「平成二十二年四月から平成二十三年三月まで」を「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」に改め、「第二十一条第二項」の下に「及び第二十一条の二第二項第二号」を加え、「同項中「百分の百四十五」とあるのは「百分の百三十一」と、

「百分の百五十」とあるのは「百分の百三十五」を「第二十一条第二項中「百分の六十・五」とあるのは「百分の五十六」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の七十」と、第二十一条の二第二項第二号中「百分の七十七・五」とあるのは「百分の七十」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十二号

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年東京都条例第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三万五千九百円」を「三万五千八百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十三号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三三三、〇〇〇」を「三三二、九〇〇」に、「六六二、〇〇〇」を「六六〇、〇〇〇」に、「二四、一〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「四八三、〇〇〇」を「四八二、〇〇〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、一〇〇」に、「四四八、〇〇〇」を「四四七、〇〇〇」に、「三三八、〇〇〇」を「三三七、〇〇〇」に改める。

別表三中「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「三五七、〇〇〇円」を「三五六、〇〇〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「三〇九、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十四号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、四一人」を「二四、二五一人」に改め、同表二の項中「六、六八四人」を「六、六五四人」に、「四、一三三人」を「四、〇五三人」に、「二、七二九人」を「二、六三九人」に、「一三、五四六人」を「一三、三四六人」に改め、同表七の項中「六八七人」を「六八〇人」に改め、同表合計の項中「三八、九七七人」を「三八、六〇七人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十五号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三十五の項中「チ」を「ル」に改め、同項中リをヲとし、ホからチまで

をチからルまでとし、同項中「ハ」を「ヘ」に改め、同項中ニをトとし、ハをへとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第三十四条の十一第一項の規定による知事に対して行うべき一時預かり事業（区市町村以外の者が行うものに限る。以下この項において同じ。）の開始の届出の受理

ニ 法第三十四条の十一第二項の規定による知事に対して行うべき一時預かり事業に係る変更の届出の受理

ホ 法第三十四条の十一第三項の規定による知事に対して行うべき一時預かり事業の廃止又は休止の届出の受理

第二条の表中三十五の二の項を三十五の三の項とし、三十五の項の次に次のように加える。

三十五の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各特別区

イ 法第六十九条第一項の規定による知事に対して行うべき第二種社会福祉事業（区市町村以外の者が行う児童福祉法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業に限る。以下この項において同じ。）の開始の届出の受理

ロ 法第六十九条第二項の規定による知事に対して行うべき第二種社会福祉事業の変更又は廃止の届出の受理

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第十六号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十六の項ワ中「からホまで、ト、リ及びル」を「、ロ、ヘからチまで、ヌ、ヲ及びカ」に改め、同項中ヲをタとし、同項ヲ中「ヘ、チ及びヌ」を「ハからホまで、リ、ル及びワ」に改め、同項中ヲをヨとし、ホからルまでをチからカまでとし、同項中「ハ」を「ヘ」に改め、同項中ニをトとし、ハをへとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第三十四条の十一第一項の規定による知事に対して行うべき一時預かり事業（区市町村以外の者が行うものに限る。以下この項において同じ。）の開始の届出の受理

各市町村

ニ 法第三十四条の十一第二項の規定による知事に対して行うべき一時預かり事業に係る変更の届出の受理

各市町村

ホ 法第三十四条の十一第三項の規定による知事に対して行うべき一時預かり事業の廃止又は休止の届出の受理

各市町村

第二条の表二十六の二の項を削り、同表中

二十七及び二十八 削除

を

二十七 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各市町村

イ 法第六十九条第一項の規定による知事に対して行うべき第二種社会福祉事業（区市町村以外の者が行う児童福祉法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業に限る。以下この項

六項に規定する地域子育て支援拠点事業に限る。以下この項

<p>において同じ。)の開始の届出の受理</p> <p>ロ 法第六十九条第二項の規定による知事に対して行うべき第二種社会福祉事業の変更又は廃止の届出の受理</p> <p>二十八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四条第一項の規定による知事に提出すべき認定ごども園の認定の申請書の受理</p> <p>ロ 法第五条第二項の規定による知事に提出すべき認定ごども園の有効期間の更新の申請書の受理</p> <p>ハ 法第七条第一項の規定による知事に対して行うべき認定ごども園に係る変更の届出の受理</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
<p>改め、同表二十九の十二の項ツ中「及び収去等」を「、質問及び収去並びに麻薬(麻薬原料植物のうちパバヴェル・ブラクテアツム・リンドルに係るものに限る。ツにおいて同じ。)の取締り上必要な場合(栽培のおそれが認められないときに限る。)における、その他の関係者(麻薬取扱者及び向精神薬取扱者を除く。)からの報告の徴収並びに麻薬に係る場所に係る立入検査及び質問」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <p>二十九の十二の二 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、法第四十四条第二項の規定によるけしからの取締り上必要な場合(栽培のおそれが認められないときに限る。)における、その他の関係者(けし栽培者及び麻薬研究者を除く。)からの報告の徴収並びにけしからの関係ある場所に係る立入検査及び質問</p>	<p>八王子市、 町田市</p>

第二条の表二十九の十八の項の次に次のように加える。

<p>二十九の十九 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百一十一号。以下この項において「法」という。)及び商店街振興組合法施行規則(平成十九年経済産業省令第十二号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(主たる事務所が当該市の区域内にある商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(以下この項において「組合」という。)でその地区が当該市の区域を越えるもの(東京都の全域を地区とするものを除く。)に係るものに限る。)</p> <p>イ 法第三十六条第一項の規定による知事に提出すべき組合の設立の認可の申請書の受理</p> <p>ロ 法第三十六条第三項(第六十二条第三項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により知事がした認可又は不認可の処分通知</p> <p>ハ 法第四十五条の規定による知事に対して行うべき組合の役員の名氏又は住所の変更の届出の受理</p> <p>ニ 法第七十二条第二項の規定による知事に対して行うべき組合の解散の届出の受理</p> <p>ホ 法第八十一条第一項の規定による知事に対して行うべき検査請求の受理</p> <p>ヘ 法第八十二条の規定による知事に提出すべき決算関係書類の受理</p> <p>ト 省令第六十二条の規定による知事に提出すべき組合の総会招集承認申請書の受理</p> <p>チ 省令第六十三条の規定による知事に提出すべき組合の定款の変更認可申請書の受理</p> <p>リ 省令第六十九条の規定による知事に提出すべき組合の合併認可申請書の受理</p>	<p>各市</p>
---	-----------

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十七号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二六、五六三円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 九、七六七円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六〇、四一九円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八五、九一六円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一〇四、五五三円
	区立保育所入所児童数	一人につき 一、一八〇、四九三円
	私立保育所入所児童数	一人につき 三五七、四七四円
5 国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき 二六、九一六円

6 後期高齢者医療制度事業助成費

被保険者数

一人につき

七一、六五六円

三 衛生費

1 衛生費

人口

一人につき

七、〇八五円

四 清掃費

1 清掃総務費

人口

一人につき

五二二円

2 収集作業費

人口

一人につき

五、一七六円

3 収集車両費

人口

一人につき

一、六八七円

4 処理処分費

人口

一人につき

三、二三一円

五 経済労働費

1 生活経済費

人口

一人につき

三四四円

2 産業経済費

事業所数

一箇所につき

五七、七五二円

六 土木費

1 建築公害費

人口

一人につき

二、五五六円

2 都市整備費

人口

一人につき

一、〇四六円

3 道路橋りょう費

道路面積

一平方メートルにつき

一九三円

4 公園費

公園面積

一平方メートルにつき

一、七三三円

七 教育費

1 小学校費

児童数

一人につき

二四、八八三円

2 中学校費

生徒数

一人につき

八八、五六五、二一八円

3 高等学校費

学級数

一学級につき

一、〇一八、八八二円

4 大学費

学校数

一校につき

二六、八六〇円

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費 1 議会総務費	人口	一人につき 九一三元
二 民生費 1 社会福祉費	人口	一人につき 一五五円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 三、九〇二元
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき 九五一円
三 衛生費 1 衛生費	人口	一人につき 一四八円
四 清掃費 1 収集作業費	人口	一人につき 六円
2 処理処分費	人口	一人につき 二、二四二元
二 投資的経費		
八 その他諸費		
1 公債費	元利償還金	一人につき 一円
2 財産費	年度支払額	一人につき 一円
3 その他行政費	人口	一人につき 一、〇八八円
3 その他の教育費	学級数	一学級につき 一、五五二、八九九円
	学校数	一校につき 九二、二四七、八七〇円
	児童生徒数	一人につき 二一、三六七円
	幼稚園数	一箇所につき 三六、九九九、九〇三元
	人口	一人につき 四、八二二円

五 経済労働費		
1 生活経済費	人口	一人につき 二一七円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 一三、五七七円
六 土木費		
1 都市整備費	人口	一人につき 一六四円
2 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき 一五七円
3 公園費	人口	一人につき 四、七八六円
七 教育費		
1 小学校費	学校数	一校につき 三三、一八二、〇〇一元
2 中学校費	学校数	一校につき 三五、三八三、一五〇円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき 〇円
	園児数	一人につき 〇円
	人口	一人につき 一、四五八円

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十八号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例(昭和四十四年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二千七百五十一億九千二百四十四万四千円」を「二千七百五十八億七千八百五十四万二千円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、二百五十一億六千二百七十九千円は特別区への貸付けに、二千五百七億一千六百四十六万三千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十九号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十九万五千円以内において知事が定める」を「八十八万五千円とする」に改め、同条第二項中「五十三万円」を「五十二万八千円」に、「四十三万三千円」を「四十三万二千円」に改める。

第五条の見出しを「（支給方法等）」に改め、同条第二項中「例により、退職手当の額、支給方法及び支給制限等（調査審議を含む。）は、職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の適用を受ける職員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第二十一条第二項に規定する期末手当の額は、給与月額に同項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額に、給与条例第二十一条第二項に規定する東京都規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。第五条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 退職手当の額、支給方法及び支給制限等（調査審議を含む。）は、職員の退職手当

に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の適用を受ける職員の例による。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に改める。

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十号

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「五三〇、〇〇〇円」を「五二八、〇〇〇円」に、「四三三、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「二六、六〇〇円」を「二六、五〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十一号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十九万五千元」を「八十八万五千元」に改め、同項第二号中「八十七万九千元」を「八十六万九千元」に改め、同条第二項中「四十三万三千元」を「四十三万二千元」に改め、同条第三項中「二十四万円」を「二十三万九千元」に改める。

第五条第二項中「例により、退職手当の額、支給方法及び支給制限等（調査審議を含む。）は、職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の適用を受ける職員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第二十一条第二項に規定する期末手当の額は、給与月額に同項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額に、給与条例第二十一条第二項に規定する東京都規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 退職手当の額、支給方法及び支給制限等（調査審議を含む。）は、職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の適用を受ける職員の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
(東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年東京都条例第十一号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に改める。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十二号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十八万六千元」を「百二十八万二千元」に、「百十六万円」を「百十五万七千元」に、「百七万一千元」を「百六万八千元」に、「百五万二千元」を「百四万九千元」に、「百三万三千元」を「百三万円」に改める。

第六条第二項中「額（給与条例第二十一条第二項に規定する東京都規則で定める支給割合を乗ずる前の額）」を「職員の給与月額に相当する額に給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合と給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合とを合計した割合を乗じて得た額」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十三号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。附則第十五条の二（見出しを含む。）、附則第二十条及び附則第二十条の二（見出しを含む。）中「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十五条の二の規定は、平成二十二年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。
- 3 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、平成二十二年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十四号

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千五百円」を「二万八千四百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十五号

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千五百円」を「二万八千四百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十六号

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五三〇、〇〇〇円」を「五二八、〇〇〇円」に、「四三三、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

保険業法に基づく特定保険業の認可審査に係る手数料に関する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十七号

保険業法に基づく特定保険業の認可審査に係る手数料に関する条例

(通則)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条及び第二百二十八条の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号）に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料をこの条例の定めるところにより徴収する。（手数料を徴収する事務等）

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、次のとおりとする。

- 一 事務 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査
- 二 名称 特定保険業認可申請手数料
- 三 額 十五万円

四 徴収時期 認可申請のとき。

(手数料の不還付)

第三条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において東京都規則で定める日から施行する。

東京文化会館及び東京芸術劇場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十八号

東京文化会館及び東京芸術劇場条例の一部を改正する条例

東京文化会館及び東京芸術劇場条例(昭和三十六年東京都条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二東京芸術劇場の部一の款(二)の項中

大会議室				中会議室			
午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
一一、九五〇円	二五、一二〇円	三一、七四〇円	六四、八一〇円	九、五九〇円	一八、三五〇円	二四、〇一〇円	四八、〇二〇円

を

に改める。

大会議室			
午前	午後	夜間	全日
一一、九五〇円	二五、一二〇円	三一、七四〇円	六四、八一〇円

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十九号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例(平成元年東京都条例第九号)の一部を次のように改正する。
第二条の表東京体育館の項中「千駄ヶ谷一丁目」を「千駄ヶ谷二丁目」に改め、同表東京辰巳国際水泳場の項の次に次のように加える。

有明テニスの森公園テニス施設	東京都江東区有明二丁目二番二十二号
若洲海浜公園ヨット訓練所	東京都江東区若洲三丁目一番一号

第五条中「(別表に掲げる施設及び附属設備をいう。以下「施設等」という。)を使用しようとする者は」を「(別表に掲げる施設及び附属設備をいう。以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(使用料等)

第六条の二 第五条の承認を受けた者(以下「使用者」という。)(別表第一に掲げる施設の承認を受けた者に限る。)は、知事に、同表に規定する施設の使用に係る使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 知事は、第五条の承認（別表第一に掲げる施設の使用の承認に限る。）の前に、必要があるとき認めるときは、使用に係る予納金（以下「使用予納金」という。）を納付させることができる。

3 使用予納金は、使用料に充当するものとする。

4 使用料及び使用予納金の徴収方法は、規則で定める。

第七条第一項中「施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）を「使用者（別表第二に掲げる施設及び附属設備の使用の承認を受けた者に限る）」に、「施設等」を「同表に規定する施設及び附属設備」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第二」に改め、同条第四項中「規定による承認」を「承認（別表第二に掲げる施設及び附属設備の使用の承認に限る。）」に改める。

第八条の見出しを「（使用料及び利用料金の減免）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、規則で定めるときその他知事が特別の理由があるとき認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第九条の見出しを「（使用料等及び利用料金の不還付）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、既納の使用料及び使用予納金を還付しない。ただし、知事は、正当な理由があるときその他特に必要があるときは、その全部又は一部を還付すること

ができる。

第十一条中「施設等」を「別表第一に掲げる施設並びに別表第二に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第十七条第二項中「別表」を「別表第二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合における第六条の二第一項の適用については、同項中「別表第一に掲げる施設」とあるのは「別表第二に掲げる施設及び附属設備」と、「同表に規定する施設」とあるのは「同表に規定する施設及び附属設備」とする。

別表二の部(二)の項中

大型映像装置	四時間	一六、〇〇〇円
放送設備	四時間	三、二〇〇円
特別照明装置	四時間	一、〇〇〇円

を

大型映像装置（陸上競技場）	四時間	五五、〇〇〇円
大型映像装置（体育館）	四時間	一六、〇〇〇円
放送設備	四時間	三、二〇〇円
特別照明設備	四時間	一、〇〇〇円

に改め、同表六の

項の次に次のように加える。

七 有明テニスの森公園テニス施設

(一) 施設

施設の名称等		使用単位	利用料金
テニスコート	スタンドが付設されているもの	二面 一時間	一〇、八八〇円
	スタンドが付設されていないもの	一面 一時間	
有明コロシアム		一時間	二四七、五〇〇円
有明コロシアム附属施設（第一審判員室、第二審判員室、ボールパーソン室、更衣室、来賓室、報道関係者室、インタビュールーム、展示資料室、第一会議室）		一室 一時間	五、三八〇円

又は第二会議室)			
会議室	一時間		七八〇円

(二) 附属設備

設備名	使用単位	利用料金
電光表示装置	一時間	四、六五〇円
放送設備	一時間	四、六五〇円
特別照明設備	一時間	四、六五〇円
仮設席(十脚一組)	一組 一時間	四、六五〇円
夜間照明設備	一時間	四、〇五〇円
看板、横断幕又は懸垂幕	一日 一平方メートル	三、三〇〇円
その他の附属設備	一日 一点	一、〇〇〇円

別表中「第五条、第七条」を「第七条、第十一条」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第六条の二、第十一条関係)

若洲海浜公園ヨット訓練所

施設名	使用単位	使用料金
ヨット訓練所	一人 一日	七、〇〇〇円 中学生以下は、三、五〇〇円

備考

中学生とは、中学校(特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずるものを含む。)の生徒をいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 東京都海上公園条例の一部を改正する条例(平成二十三年東京都条例第四十九号)による改正前の東京都海上公園条例(以下「改正前の海上公園条例」という。)に基

づく有明テニスの森公園のテニスに係る施設及び若洲海浜公園ヨット訓練所は、この条例による改正後の東京都体育施設条例(以下「改正後の体育施設条例」という。)に基づく有明テニスの森公園テニス施設及び若洲海浜公園ヨット訓練所となり、それぞれ同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の日前に改正前の海上公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(有明テニスの森公園テニスに係る施設及び若洲海浜公園ヨット訓練所に係るものに限る。)は、それぞれ改正後の体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項ホ中「主任教諭任用時推進者研修」を「主任教諭任用前研修」に改め、同表十一の項ハの次に次のように加える。

- ニ 給与負担法第一条及び地教法第二十三条第八号の規定による東京都若手教員育成研修のうち、前項イに規定する研修以外のものの実施
- ホ 給与負担法第一条及び地教法第二十三条第八号の規定による主任教諭研修の実施

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十一号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三〇、二〇二人」を「三〇、二五五人」に改め、同表二の項中「一五、一一九人」を「一五、二六五人」に改め、同表三の項中「一一、三〇三人」を「一一、三二七人」に改め、同表四の項中「五、六八八人」を「五、六八二人」に改め、同表合計の項中「六二、三二二人」を「六二、五二九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十二号

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十三万円」を「五十二万八千円」に、「四十三万三千円」を「四十三万二千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十三号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び夏季休暇」を「、夏季休暇及び短期の介護休暇」に改める。
第十二条第一項中「特別休暇」の下に「（短期の介護休暇を除く。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十四号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

六、八一九円	八、四八〇円	一一、二五〇円	一二、七六五円	一四、八三〇円	一五、八一六円
五、六〇五円	六、五一四円	七、九七四円	九、六三八円	一〇、八三三円	一二、〇一三円
六、八七七円	八、五五三円	一一、三四六円	一二、八七四円	一四、九五七円	一五、九五一元
五、六五三円	六、五四七円	七、九七一円	九、六〇六円	一〇、七九七円	一二、九六六円

を
に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第八条の二第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例別表（経験年数が十年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成二十二年十二月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に、「である場合」を「であるとき」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

別表中

その他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例別表（経験年数が十年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表（経験年数が十年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたもの